

これまで、国立公園等の区域内で行われるガイドツアー等のプログラムの提供は公園事業には該当せず、また、自然体験活動の質に着目した措置も規定されていなかった。



法改正により、公園計画に**自然体験活動計画**を定め、踏まえるべき公園の自然資源の特性、公園における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針等を位置づけられるように。

◆公園において**促進すべき質の高い自然体験活動の基本的な指針**を公園計画の中で初めて示すことが可能に。

自然公園法の一部を改正する法律

国立公園等において、「保護と利用の好循環」を実現し、地域の活性化にも寄与。



地域の魅力を活かした自然体験活動を
促進する自然体験活動促進計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると許可不要などの特例を受けられる
仕組みにより、地域主体の自然体験アクティビティを促進

- 市町村やガイド事業者等から成る協議会が自然体験活動促進計画を作成し、環境大臣(知事)の認定を受けた場合、関係する許可を不要とする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となって行う、魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化などが進められ、長期滞在につながる国立公園の楽しみ方の充実が図られます。



魅力的な滞在環境を整備する
利用拠点整備改善計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると認可手続などの特例を受けられる
仕組みにより、地域主体の利用拠点の改善を促進

- 市町村や旅館事業者等から成る協議会が利用拠点整備改善計画を作成し、環境大臣(知事)の認定を受けた場合、関係する認可を受けたこととする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となって行う、廃屋撤去や拠点の機能の充実、景観デザインの統一など、自然と調和した街並みづくりが促進され、魅力的な滞在環境の整備が進みます。

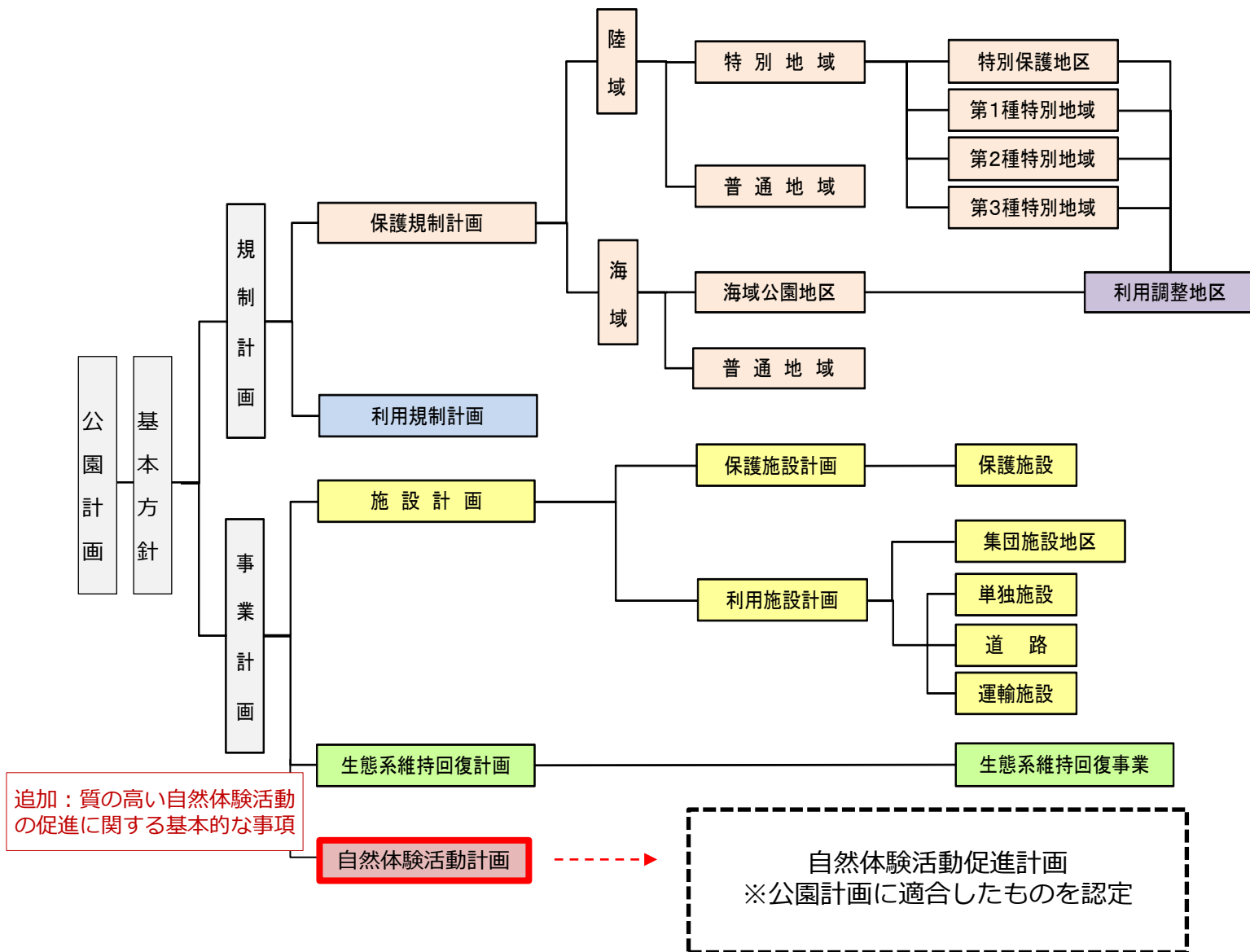


公園の保護と適正利用のために
餌付けへの規制や違反行為への罰則を強化

クマの餌付けへの規制や違法伐採などの違反行為への罰則強化により
国立公園等の保護と適正な利用を確保

- 野生動物への餌付けなどの行為に対する規制や、国立公園等における違法伐採などの禁止行為の違反に対する罰則の引上げを行います。
- これにより、野生動物による人的・物的被害の発生の防止や、禁止行為への厳しい対処が可能となり、多くの方々を楽しめる豊かな自然環境の確保が一層図られます。

策定プロセス：公園計画体系図



自然体験活動促進事業とは

自然体験活動促進事業 = 質の高い自然体験活動の促進に関する事業

次のような事業を想定

1. 自然体験プログラムの開発・提供
2. フィールド整備
3. 利用ルールの作成や周知
4. 利用者への機材レンタル
5. 利用者への情報提供・プロモーション
6. ガイドや案内スタッフの人材育成
7. 自然環境・利用状況の調査・モニタリング

留意点：公園施設の整備は原則含まない

- ハード整備として認め得るのは、テント・立て看板等の一時的な設営、登山道の補修といったフィールド整備に係るものに限る
- 案内所、野営場、舟遊場等の公園利用のための施設の整備は、公園事業の執行等で対応



プログラム提供



フィールド整備



利用ルール周知



利用者への情報提供



人材育成

策定プロセス

1. 公園計画への自然体験活動計画の位置づけ

2. 協議会の設置

- 市町村が組織する（国立公園においては、市町村+都道府県も可）
- 自然体験活動促進事業実施者・実施予定者、施設・土地所有者、その他の者の参画
- 事業実施者・予定者、施設・土地所有者は協議会の組織化や参画を、市町村へ要請・申出できる

2. 協議会による自然体験活動促進計画の作成

- 計画区域、計画期間、基本方針、目標、内容・実施主体・実施時期等を記載

3. 自然体験活動促進計画の認定

- 計画認定は市町村と事業実施者・事業実施予定者の共同申請（国立公園においては+都道府県）
- **公園計画との整合性**、自然体験活動促進事業の適否、認定要件を**審査**
- 行為許可にかかる事項も審査（複数の要許可・届出の行為を一括で束ねて審査する）
（国立公園に大きな影響を及ぼしうる大規模な行為、国際条約に基づき国が保全に責務を負う国際的な登録地における行為に該当する場合には、都道府県知事は環境大臣に協議）
- 認定計画の事業は特例措置の適用を受ける

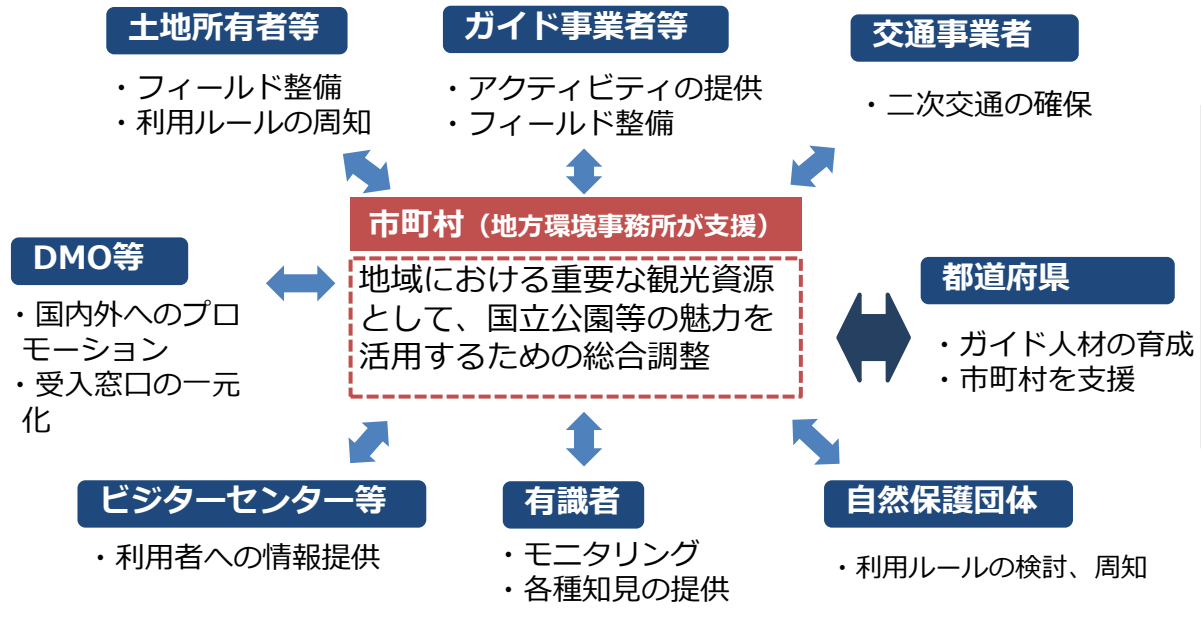
4. 認定自然体験活動促進計画の運用

- 条件に応じた報告、措置の実施
- 計画の変更

自然体験活動促進制度がめざすもの

公園計画（自然体験活動計画）＝共通の方針

協議会の構成員と役割分担のイメージ



**共通の方針に基づく
合意形成・役割分担
による地域の
主体的な取組を促進**

※国際観光旅客税財源等も活用し、
環境省も地域の取組を積極的に支援

自然体験活動促進計画の申請

市町村、各事業の実施者

環境大臣

(国定公園は都道府県知事)

認定

計画の実施に関する許可を不要とする等の特例により、手続を簡素化

旅行者の多様なニーズに
こたえ、長期滞在につながる
楽しみ方を提供

中部山岳国立公園



河童橋（上高地）



雷鳥沢（立山）

日本を代表する傑出した山岳景観
～息をのむ山並みと渓谷美、そしてライチョウの世界に～



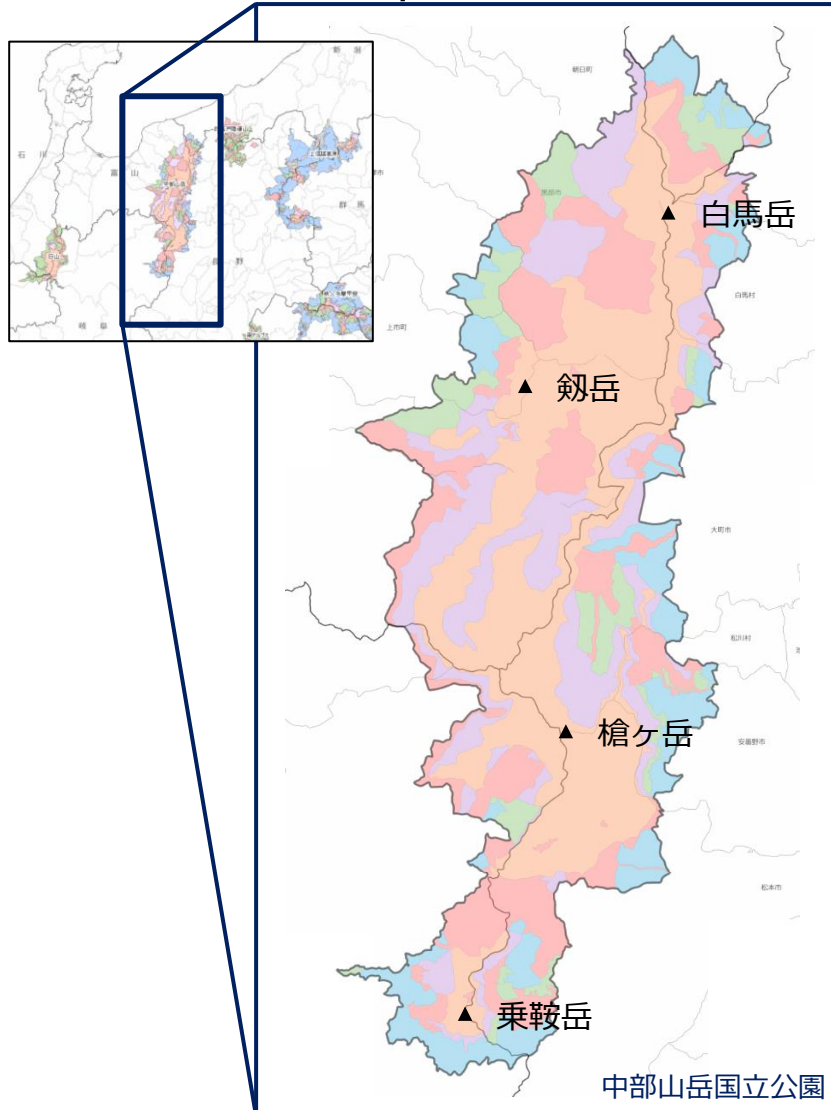
乗鞍高原（乗鞍）



白馬鎌ヶ岳と杓子岳（後立山）

中部山岳国立公園の概要

- 指定：昭和9年12月4日
- 面積：174,323ha



● 公園の特徴

白馬岳などを有する後立山連峰、劔岳・立山などを有する立山連峰、槍ヶ岳などを有する穂高連峰、最南部にそびえる乗鞍岳など標高3,000m級の山々で構成。大規模に切り立った岩壁、深く険しい渓谷、高山帯のお花畑やライチョウ、夏まで残る雪渓や氷河が削ったU字谷、火山が作りだした湖や溶岩台地など、多彩な山岳景観を呈している。また、上高地、立山の室堂、乗鞍岳の畳平などの登山口は、公共交通機関によりアクセスが良く、雄大な山岳景観や高山植物を楽しむことができる。

● 見直しの経緯

昭和9年 中部山岳国立公園の指定
昭和59年 再検討
平成4年 第一次点検
平成9年 公園計画の一部変更

◎ 計画対象地域：全域

自然体験活動計画の追加について

◎ 質の高い自然体験活動の促進に係る方針

- 日本の屋根と呼ばれる山岳を体感できる自然体験の提供
(地域の個性を活かした体験。山岳地域における登山道の維持管理等。)
- 生態系・野生生物の保護への配慮
- 利用者負担の仕組みの導入
- 利用施設の適正管理及び定期モニタリング
- 地域コミュニティ、歴史・文化的資源の尊重と配慮
- 保護と利用が両立する自然体験活動の推進
(安全管理を含む利用ルールやマナー)

◎ 地域ごとに促進する自然体験活動

■ 様々なアクティビティが体験できる高原地域

トレッキング、伝統文化体験、野生動植物観察ガイドツアー、ウェルネスツーリズム、里山体験、カヤックツアー、山岳地域と連動したアドベンチャーツーリズム、サステナブルツーリズム（E-bikeツアーなど）の他、高原地域の地形地質・景観・文化等を活かした自然体験活動



■ 登山による利用が主となる山岳地域

登山、野生動植物観察ガイドツアー、登山道整備ツアー、3,000m級の山岳と日本ならではの山岳信仰や利用の歴史等の文化を融合させた地域独自の自然体験を目的とした観光（アドベンチャーツーリズム）の他、山岳地域の地形地質・景観・文化等を活かした自然体験活動

パブリックコメントの実施結果

■ 概要

- ・ 実施期間 令和4年9月30日（金）から10月29日（土）
- ・ 意見募集の結果 【意見提出数】

今回の変更案にかかるもの 計1件

・ 意見・回答概要

Q 自然体験活動計画を追加する事によるプラスの効果と、これの追加による自然への悪影響を比較した資料をお示してください。

A （概要）

- 中部山岳国立公園で策定を検討している本計画に基づく自然体験活動を推進することで
- ・ 複数の事業者が提供を予定しているプログラムの実施内容等を踏まえた最適な場の使用方法等を関係者で合意することを促し、風致等の維持を図りつつ質の高い自然体験活動を実現することが可能となると考えている。
 - ・ 自然体験活動の参加費の一部を活用した生態系・野生生物への保護活動を行う仕組みの導入、体験活動に至るまでの移動方法・安全管理を含む利用ルールやマナーを定めることなどをもりこみ、自然環境保全と適正な利用が両立することを前提とした質の高い自然体験活動の推進に資するものとする。

- ・ 意見に基づく内容の変更はなし。